

景品類の提供

対象者への限度額

景品総額の限度額

くじなど

取引態様は？
貸主、売主or
代理

YES

取引価額(契約費用)の20倍または10万円のいずれか低い額

NO
(媒介)

手数料報酬の20倍または10万円のいずれか低い額

抽選(くじ)等の懸賞による場合

当該懸賞にかかる取引予定総額の100分の2以内となります

START

景品の提供方法は抽選ですか？

YES(抽選)

NO(総付)

取引態様は？
貸主、売主or
代理

YES

取引価額(契約費用)の10分の1または100万円のいずれか低い額

NO
(媒介)

手数料報酬の10分の1または100万円のいずれか低い額

賃貸における契約費用は、前家賃・管理費・礼金等の合算で、名目のいかなを問わず賃貸借契約の満了後に返還される金銭(敷金や保証金)を除く

もれなく